

5. 事後調査結果

(1) 大気質

区分	調査結果（速報値）	管理目標
二酸化硫黄 (SO ₂)	日平均 2%除外値	0.005ppm
	日平均値が 0.04ppm を超えた日の有無	無し
	1時間値が 0.1ppm を超えた時間の有無	無し
	日平均値が 0.04ppm を超えた日が、2日以上連続したことの有無	無し
二酸化窒素 (NO ₂)	日平均の 98%値	0.04ppm
	日平均値が 0.06ppm を超えた日の有無	無し
窒素酸化物 (NO _x)	日平均の 98%値	0.067ppm
浮遊粒子状物質 (SPM)	日平均の 2%除外値	0.032mg/m ³
	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日の有無	無し
	1時間値が 0.20mg/m ³ を超えた時間の有無	無し
	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が、2日以上連続したことの有無	無し

調査日時：令和3年4月1日～令和4年3月31日

調査地点：南港中央公園局（大阪市の大気汚染常時監視測定局（一般環境測定局））

【参考：調査項目の環境基準】

項目	環境基準
二酸化硫黄 (SO ₂) ※1	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂) ※2	1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内、またはそれ以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM) ※3	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。

※1. 「大気の汚染に係る環境基準」（昭和48年、環境庁告示第35号）

※2. 「大気の汚染に係る環境基準」（昭和53年、環境庁告示第38号）

※3. 「大気の汚染に係る環境基準」（昭和48年、環境庁告示第25号）

環境基準の評価方法は、次のような短期的評価と長期的評価がある。

- ・短期的評価（二酸化硫黄、浮遊粒子状物質）：測定を行った日についての1時間値の1日平均値、または各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。
- ・長期的評価（二酸化硫黄、浮遊粒子状物質）：1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1日平均値の年間2%除外値）を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には未達成とする。
- ・長期的評価（二酸化窒素）：1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から98%目に当たる値（1日平均値の98%値）を環境基準と比較して評価を行う。

評価	<p>調査地点（南港中央公園局）における各調査項目の令和3年4月～令和4年3月（12か月分）までの測定結果は次のとおりであった。</p> <p>二酸化硫黄 (SO₂) については、日平均値や1時間値が環境基準値を超える日はなかった。</p> <p>二酸化窒素 (NO₂) については、日平均値が環境基準を超える日はなかった。</p> <p>浮遊粒子状物質 (SPM) については、日平均値や1時間値が環境基準値を超える日はなかった。</p> <p>以上のことから、本事業による影響は軽微であると考えられる。</p>
----	---

(2) 交通量 (車両運行台数)

(単位: 台/日)

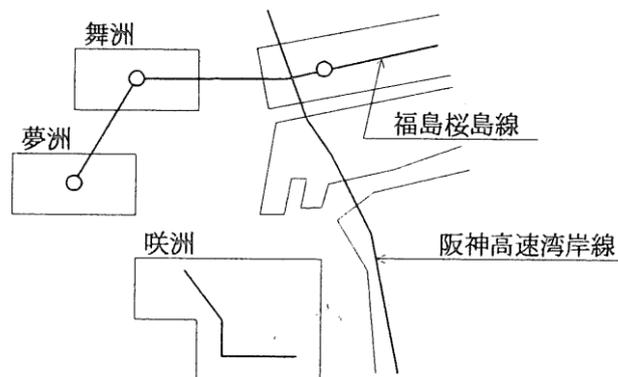
調査年月日	車両の種類	運行台数 (ゲート1)	運行台数 (ゲート2)	運行台数 (ゲート3)	運行台数 (ゲート4)	合計台数
令和3年6月21日	ダンプトラック	13	0	-	-	13
	トレーラトラック	1	0	-	-	1
	ミキサー車	3	0	-	-	3
	その他 (4t車両含む)	24	9	-	-	33
					延べ台数	50
令和3年9月15日	ダンプトラック	12	0	-	-	12
	トレーラトラック	3	0	-	-	3
	ミキサー車	183	0	-	-	183
	その他 (4t車両含む)	55	42	-	-	97
					延べ台数	295
令和3年12月13日	ダンプトラック	2	0	0	0	2
	トレーラトラック	0	0	0	1	1
	ミキサー車	0	0	0	0	0
	その他 (4t車両含む)	80	52	10	36	178
					延べ台数	181
令和4年3月8日	ダンプトラック	1	0	0	0	1
	トレーラトラック	0	0	0	5	5
	ミキサー車	0	0	0	0	0
	その他 (4t車両含む)	105	73	11	106	295
					延べ台数	301

評価	<p>交通量の調査結果は、建設工事出入口において4回 (令和3年6月、9月、12月、令和4年3月) 測定した結果である。</p> <p>4回の調査結果では、50台~301台であった。いずれも環境影響評価書の夢洲地区の北側ルートで出入りする工事用車両の運行台数予測値452台を下回る交通量であり、測定値は予測値より少ない台数であった。</p> <p>以上のことから、本事業による影響は軽微であると考えられる。</p>
----	---

【参考：工事用運搬車両の運行ルート別交通量(評価書抜粋)】

対象道路	工事用運搬車両(台/日)	
福島桜島線	68	
舞洲内道路	舞洲~新桜島間	310
	舞洲~夢洲間	452
咲洲内道路	334	
阪神高速湾岸線	72	

注. 網掛け箇所が、今回該当する。



(3) 水質

調査地点における水質の分析結果は次のとおりである。

[陸上の工事に伴う排水（公共用水域（海域）に放流）]

・ 駅舎部

分析項目	排水規制 基準値	全測定値における 最大値	基準値を超えた 回数／調査回数
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L以下	< 0.003	0/12
シアン化合物	1mg/L以下	< 0.1	0/12
有機燐化合物 ^{※2}	1mg/L以下	< 0.1	0/12
鉛及びその化合物	0.1mg/L以下	0.01	0/12
六価クロム化合物	0.5mg/L以下	< 0.05	0/12
砒素及びその化合物	0.1mg/L以下	< 0.01	0/12
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005mg/L以下	< 0.0005	0/12
アルキル水銀化合物 ^{※3}	検出されない こと	検出されず	0/12
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L以下	< 0.0005	0/12
トリクロロエチレン	0.1mg/L以下	< 0.01	0/12
テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下	< 0.01	0/12
ジクロロメタン	0.2mg/L以下	< 0.02	0/12
四塩化炭素	0.02mg/L以下	< 0.002	0/12
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下	< 0.004	0/12
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L以下	< 0.1	0/12
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下	< 0.04	0/12
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L以下	< 0.3	0/12
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下	< 0.006	0/12
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下	< 0.002	0/12
チウラム	0.06mg/L以下	< 0.006	0/12
シマジン	0.03mg/L以下	< 0.003	0/12
チオベンカルブ	0.2mg/L以下	< 0.02	0/12
ベンゼン	0.1mg/L以下	< 0.01	0/12
セレン及びその他化合物	0.1mg/L以下	< 0.01	0/12
ほう素及びその化合物 ^{※1}	10mg/L以下	2	0/12
ふっ素及びその化合物	15mg/L以下	1.5	0/12
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 ^{※4}	100mg/L以下	13	0/12
1,4-ジオキサン	0.5mg/L以下	< 0.05	0/12
水素イオン濃度	5.0~9.0	8.6	0/12
生物学的酸素要求量（BOD）	160mg/L以下 （日間平均120mg/L以下）	42	0/12
化学的酸素要求量（COD）	160mg/L以下 （日間平均120mg/L以下）	25	0/12
浮遊物質（SS）	200mg/L以下 （日間平均150mg/L以下）	150	0/12
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）	5mg/L以下	< 0.5	0/12
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量）	30mg/L以下	< 3	0/12
フェノール類含有量	5mg/L以下	< 0.5	0/12
銅含有量	3mg/L以下	< 0.3	0/12
亜鉛含有量	2mg/L以下	1.3	0/12
溶解性鉄含有量	10mg/L以下	< 1	0/12
溶解性マンガン含有量	10mg/L以下	6	0/12
クロム含有量	2mg/L以下	< 0.2	0/12
大腸菌群数	日間平均3000個/cm ³ 以下	7	0/12
窒素含有量	120mg/L以下 （日間平均60mg/L以下）	22	0/12
磷含有量	16mg/L以下 （日間平均8mg/L以下）	1.7	0/12

・ 既設立坑部

分析項目	排水規制 基準値 ^{※1}	全測定値における 最大値	基準値を超えた 回数/調査回数
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L以下	< 0.003	0/4
シアン化合物	1mg/L以下	< 0.1	0/4
有機燐化合物 ^{※2}	1mg/L以下	< 0.1	0/4
鉛及びその化合物	0.1mg/L以下	< 0.01	0/4
六価クロム化合物	0.5mg/L以下	< 0.05	0/4
砒素及びその化合物	0.1mg/L以下	< 0.01	0/4
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005mg/L以下	< 0.0005	0/4
アルキル水銀化合物 ^{※3}	検出されない こと	検出されず	0/4
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L以下	< 0.0005	0/4
トリクロロエチレン	0.1mg/L以下	< 0.01	0/4
テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下	< 0.01	0/4
ジクロロメタン	0.2mg/L以下	< 0.02	0/4
四塩化炭素	0.02mg/L以下	< 0.002	0/4
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下	< 0.004	0/4
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L以下	< 0.1	0/4
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下	< 0.04	0/4
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L以下	< 0.3	0/4
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下	< 0.006	0/4
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下	< 0.002	0/4
チウラム	0.06mg/L以下	< 0.006	0/4
シマジン	0.03mg/L以下	< 0.003	0/4
チオベンカルブ	0.2mg/L以下	< 0.02	0/4
ベンゼン	0.1mg/L以下	< 0.01	0/4
セレン及びその他化合物	0.1mg/L以下	< 0.01	0/4
ほう素及びその化合物 ^{※1}	10mg/L以下	< 1	0/4
ふっ素及びその化合物	15mg/L以下	< 1.5	0/4
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 ^{※4}	100mg/L以下	3.3	0/4
1,4-ジオキサン	0.5mg/L以下	< 0.05	0/4
水素イオン濃度	5.0~9.0	7.8	0/4
生物学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L以下 (日間平均120mg/L以下)	7.6	0/4
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L以下 (日間平均120mg/L以下)	19	0/4
浮遊物質 (SS)	200mg/L以下 (日間平均150mg/L以下)	140	0/4
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L以下	< 0.5	0/4
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L以下	< 3	0/4
フェノール類含有量	5mg/L以下	< 0.5	0/4
銅含有量	3mg/L以下	< 0.3	0/4
亜鉛含有量	2mg/L以下	< 0.2	0/4
溶解性鉄含有量	10mg/L以下	< 1	0/4
溶解性マンガン含有量	10mg/L以下	< 1	0/4
クロム含有量	2mg/L以下	< 0.2	0/4
大腸菌群数	日間平均3000個/cm ³ 以下	< 1	0/4
窒素含有量	120mg/L以下 (日間平均60mg/L以下)	8.4	0/4
燐含有量	16mg/L以下 (日間平均8mg/L以下)	0.026	0/4

- 注1. 排水規制基準は、「排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）別表第1及び第2」に基づく。ただし、ほう素及びその化合物については、「大阪府生活環境の保全等に関する条例施工規則（平成6年10月26日、大阪府規則第81号）別表第13第1号（平成14年3月29日、大阪府規則第64号により一部改正）」に基づく。
- 注2. 有機燐化合物については、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。
- 注3. アルキル水銀化合物の「検出されないこと」とは、結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 注4. アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の値は、1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の合計量。

評 価	<p>令和3年度に実施した工事のうち排水を伴う工事は、駅舎部及び既設立坑部の掘削工である。排水時はpH調整及び濁度調整を行い、近接する雨水管を經由し海域に排水している。水質分析結果は、すべて排水規制基準に適合していた。</p> <p>以上のことから、本事業による影響は軽微であると考えられる。</p>
-----	--

(4) 地盤沈下

管理目標値
問題を生じさせないこと

調査地点	夢洲開削工事区間			
	地盤高 (O. P.) (m)		沈下量 (mm)	
	令和3年2月17日	令和3年11月18日	令和3年度	令和3年2月からの累計
No. 1	9.429	9.437	+7	+8

評価	<p>(仮称)夢洲駅(開削部)の工事に伴う影響を把握するための地盤沈下の観測は、(仮称)夢洲駅地点において行っている。 事後調査結果では、地盤沈下は観測されなかった。したがって、工事の影響については、問題ないものと考えられる。</p>
----	---

(5) 廃棄物・発生土（建設発生土）

	箇所	掘削土量 (m ³)		搬出土量 (m ³)		汚泥量 (m ³)
		評価書	実績 (R2. 7~R4. 3)	評価書	実績 (R2. 7~R4. 3)	実績 (R2. 7~R4. 3)
夢 洲 地 区	道路・鉄道併設部	435,000	225,451	283,000	111,422	0
	シールドトンネル	58,000	2,698	58,000	2,698	—
	(仮称) 夢洲駅 (2階層)	57,000	189,027	37,000	189,027	53,971
	開削トンネル (引込部)	63,000		41,000		
	車庫部	265,000	—	173,000	—	—
	計	878,000	417,176	592,000	303,147	53,971

	: 工事完了済み
	: 着手済み (現在工事中)
	: 未着手

注. 汚泥は土留工、地盤改良工事に伴い発生。評価書では汚泥発生量は予測していない。

評 価	<p>これまで陸上工事を実施している夢洲地区のシールドトンネル部、(仮称) 夢洲駅 (2階層) 及び開削トンネル (引込部) における令和2年7月~令和4年3月までの掘削土量は合計 191,725m³である。</p> <p>内訳をみると、(仮称) 夢洲駅 (2階層) 及び開削トンネル (引込部) については評価書の掘削土量合計値 120,000m³を上回る結果となった。増加要因としては、北港テクノポート線の利用形態にあわせた都市計画変更等により、事業全体の掘削土量はやや減少するものの、夢洲駅舎部及び引込部の延長等を行ったことで、これらの箇所における掘削工事から発生する土量は増加したことによる。また、当初想定していなかった夢洲駅舎部及び引込部の準備工 (表土のすき取り) が必要となったことによる。</p> <p>これまでの夢洲地区全体での掘削土量は 417,176m³であり、評価書の予測値 878,000 m³を下回っている。</p> <p>発生土については、夢洲の埋立材として再利用し、汚泥については再生利用されるよう、適正に処理している。</p> <p>今後も発生土はできるだけ夢洲内での埋立及び埋戻しに使用し、廃棄物についてはできるだけ再生利用されるよう適正に処理していく。</p> <p>以上のことから、廃棄物・発生土 (建設発生土) について問題ないものと考えられる。</p>
-----	--

6. 保全対策の履行状況

環境影響評価項目（建設工事）	環境保全対策	環境保全対策	履行状況
<p>建設機械の稼働（土地の改変・浚渫工事に伴う建設機械の稼働を含む）</p>	<p>大気質 騒音 振動 自然とのふれあい活動の場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り低公害型の建設機械を採用する。 ・必要に応じて防音シートなどの対策を講じる。 ・不要なアイドリングを停止する。 ・建設機械の稼働時間帯の調整を行う。 ・低騒音の工法の採用 ・作業船における良質燃料の使用 ・粉じん対策の実施（仮囲いの設置、散水） 	<ul style="list-style-type: none"> ・排出ガス対策型もしくは排出ガス浄化装置を装着した低騒音、低振動型の杭打機、掘削機などの建設機械を採用した。 ・これまでの工事では防音シートは敷設していないが、上記対策により建設作業騒音及び振動の管理目標値を遵守して工事を実施した。 ・不要なアイドリングは停止した。 ・建設機械の同時稼働台数が多くならないよう稼働時間帯を調整した。 ・咲洲の土留め鋼管矢板の打設に全旋回掘削及びアースドリル掘削を用いるなど、低騒音の工法を採用した。 ・（仮称）夢洲駅建設における土留工について TRD 工法を採用した。 ・平成 14 年 11 月途中より実施した発生残土の海上運搬の作業船及び浚渫船は良質燃料（A 重油）を使用した。 ・粉じん対策として適宜、仮囲い設置、散水を実施した。
<p>工事用運搬車両の運行</p>	<p>大気質 騒音 振動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・掘削残土はできるだけ埋め戻しに使用して外部への運搬量を低減するとともに搬出先は夢洲の埋立地とする。 ・工事用運搬車両の運行は、できるだけ住宅地内を走行しないよう高速道路を利用するなどルート選定を行うとともに分散を図る。 ・不要なアイドリングを停止する。 ・過積載の防止を図る。 ・車両出入り口にタイヤ洗浄施設を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・掘削残土は可能な限り外部への運搬量を低減した。また、外部への搬出先は夢洲の埋立地とした。さらに工事用車両による環境への負荷等を考慮して、平成 14 年 11 月途中より咲洲地区からの一部の掘削残土の輸送手段を直接海上運搬に変更した（平成 19 年 3 月終了）。 ・夢洲工事区域での掘削残土は夢洲の埋立及び埋戻しに使用した。 ・咲洲地区の工事に係る工事用運搬車両の運行は、できるだけ住宅地内を走行しないようルート選定を行い、同ルートを使用した。 ・夢洲地区の工事に係る工事用運搬車両の運行は、住宅地が多い南ルートは極力避けてルート選定を行い、同ルートを使用している。 ・不要なアイドリングは停止した。 ・過積載を防止した。 ・車両出入り口にタイヤ洗浄施設（咲洲側）・タイヤ洗浄装置（夢洲側）を設置し、工事用運搬車両のタイヤ等に付着した土を工事区域外に持ち出さないようにするとともに、散水などにより路面の清掃を行った。

環境影響評価項目（建設工事）		環境保全対策	履行状況
		・ 工事中用運搬車両の分散化	・ 工事中用運搬車両の運行台数が予測値を上回らないよう工程調整を行った。なお、前述のように平成14年11月途中より咲洲地区からの一部の掘削残土の搬出を陸上輸送から直接海上輸送へと変更した（平成19年3月終了）。
土地の改変・浚渫工事	水質	・ 工事による海水の濁り等に関して、できる限り汚濁防止膜を展張するとともに適切な環境監視を行いながら慎重に工事を進める。	・ 沈埋工事等の実施に伴い、汚濁防止柵を設置するとともに、濁りの発生が考えられる工事作業実施日について、作業海域周辺の水質（濁度）監視を行った（平成19年度で終了）。
	地下水 土壌	・ 工事区域から搬出しなければならない掘削残土について、性状を分析し関係法令に基づいて適正に処理する。 ・ 工事期間中、適切な地下水調査を行う。	・ 現在工事を実施している区域において発生した残土については、あらかじめ性状分析を行い、適正に処理した。 ・ 事後調査における土壌調査のうち2区及び4区の1箇所については、平成16年度に実施し、その結果を報告した。 ・ 夢洲地区3区については、令和2年度に実施し、その結果を報告した。 ・ 地下水調査を計画している夢洲地区の2,3,4区のうち、2,4区の地下水調査については平成16年度に実施し、その結果を報告した。 ・ 夢洲地区3区については、令和2年度に実施し、その結果を報告した。
	地盤沈下	・ 周辺区域において問題を生じさせないよう適切な構造や工法を採用する。	・ 周辺区域に問題を生じさせないよう適切な構造や工法を採用しており、沈下量についても事後調査計画に基づき監視することとしている。 ・ 事後調査のうち、咲洲オープンカット部における調査については本事業の影響について問題のない旨の結果を報告した（平成19年度で終了）。
	廃棄物・残土	・ 掘削残土はできるだけ埋め戻しに使用し、搬出しなければならない残土は夢洲の埋立材として利用する。 ・ 建設工事により発生する廃棄物は、発生の抑制を図るとともに、発生したものはリサイクルに努める。	・ 掘削残土は可能な限り外部への運搬量を低減した。また、外部への搬出先は夢洲の埋立地とし、工事中車両による環境への負荷等を考慮して、平成14年11月途中より咲洲地区からの一部の掘削残土の輸送手段を直接海上運搬に変更した（平成19年3月終了）。 ・ 夢洲の工事区域の掘削残土は埋立材として利用した。 ・ 建設工事により発生する廃棄物（コンクリートやアスファルトコンクリート）は、建設リサイクル法に基づき、再資源化を図った。止むを得ず発生した汚泥は廃棄物として適正に処理した。また、海上部での浚渫土砂についても、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」の判定基準を超過した土砂を除いて、当該地区における埋立材として利用した。 ・ 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」の判定基準を超過した夢洲2区の土砂（土量:211m ³ ）については、管理処分場へ適正に輸送・処分し、その概要については平成19年度年報で報告した。

環境影響評価項目（建設工事）		環境保全対策	履行状況
		<ul style="list-style-type: none"> ・シールド工事については、できる限り掘削土を残土として利用できる工法を選定することとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・シールド工事の段階に至っていない。
	動物 植物 生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・工事期間中、工事区域周辺の海水の濁りの監視を行いながら慎重に施工する。 ・夜間工事時の照明器具には、遮光板やルーバーを取り付け野鳥園の鳥類への影響を低減する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・沈埋工事等の実施に伴い、汚濁防止柵を設置するとともに、濁りの発生が考えられる工事作業実施日について、作業海域周辺の水質（濁度）監視を行った（平成19年度で終了）。 ・本年度は咲洲での工事はなかったが、咲洲での工事において止むを得ず日没後に照明を使用し、作業を実施した際には、野鳥園の鳥類などへの影響を軽減するために照明器具の方向等を調整している。

7. 市長の意見に対する都市計画決定権者の見解及び履行状況

大阪市長の意見	都市計画決定権者の見解	履行状況
<p>〔大気質〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事に伴う影響の軽減のため、排出ガス対策型の建設機械の採用や建設機械の稼働時間帯の調整、作業船における良質燃料の使用に努めること。また、適切な粉じん飛散防止対策を講じること。 ・咲洲内の道路沿道への影響を軽減するため、残土搬出車両の運行時間帯の調整等に努めるとともに、残土を埋戻材等に一層活用することにより、走行台数の削減を図ること。 ・建設工事中における大気汚染対策を事後調査計画書に示すとともに、大気質への影響の把握に努め、問題が生じた場合は適切な措置を講じること。 	<p>〔大気質〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事に伴う影響の軽減のため、排出ガス対策型の建設機械の採用や建設機械の稼働時間の調整、作業船における良質燃料の使用に努めることとする。また、粉じん飛散防止対策としては、周辺地域に影響を及ぼさないよう掘削工事に伴う粉じんの飛散防止として散水を行うことや、工事用運搬車両のタイヤ等に付着した土を工事区域外に持ち出さないよう洗車や路面の清掃に努めることとする。 ・咲洲内の道路沿道への影響を軽減するため、残土搬出車両の運行時間帯の調整等に努めるとともに、できるだけ残土を埋戻材等に活用することにより、走行台数の削減を図ることとする。 ・建設工事中における大気汚染対策については事後調査計画書に示すとともに、大気質への影響の把握に努め、問題が生じた場合は適切な措置を講じることとする。 	<p>〔大気質〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事に伴う影響の軽減のため、排出ガス対策型の建設機械などの採用や建設機械の稼働時間の調整を行い、作業船は良質燃料（A重油）を使用した。また、粉じん飛散防止対策として、周辺地域に影響を及ぼさないよう掘削工事に伴う粉じんの飛散防止として適宜散水を行い、工事用運搬車両のタイヤ等に付着した土を工事区域外に持ち出さないよう洗車（咲洲側、夢洲側）や路面の清掃を行った。 ・咲洲内の道路沿道への影響を軽減するため、一部の掘削残土の搬出を陸上輸送から直接海上輸送へと変更（平成14年11月途中～平成19年度3月）し、走行台数の削減を図った。 ・夢洲工事区域については、残土を夢洲2区土地造成用の埋戻材として活用し、走行台数の削減を図った。 ・大気質への影響を軽減するため、不要なアイドリングを停止するなどの対策を講じて建設工事を実施した。
<p>〔水質・底質〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沈埋トンネルの工事においては、周辺海域において水質監視を行うとともに、可能な限り汚濁防止膜を展張するなど、水質への影響を軽減するよう配慮すること。 ・建設工事に伴う排水の処理にあたっては、放流水質の監視に努め、問題が生じた場合は適切な措置を講じること。 ・建設工事中における水質保全対策の内容及び水質監視計画を事後調査計画書に示し、監視結果については適宜報告すること。 	<p>〔水質・底質〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沈埋トンネルの工事においては、周辺海域において水質監視を行うとともに、可能な限り汚濁防止膜を展張するなど、水質への影響を軽減するよう配慮することとする。 ・建設工事に伴う排水は、下水道で処理できる場合は「下水道管渠施設の保全について」（大阪市下水道局）に準拠して適切に処置した後、下水道に放流し、下水道に放流できない場合は、沈砂池等により適切な処置を行い「水質汚濁防止法」に定められた排水基準を守り公共用水域に放流することとする。いずれの場合も放流水質の監視に努め、問題が生じた場合は適切な措置を講じることとする。 ・建設工事中における水質保全対策の内容及び水質監視計画を事後調査計画書に示し、監視結果については適切な時期に報告することとする。 	<p>〔水質・底質〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沈埋工事等の実施に伴い、汚濁防止枠を設置するとともに、濁りの発生が考えられる工事作業実施日について、作業海域周辺の水質（濁度）監視を行った（平成19年度で終了）。 ・建設工事に伴う排水は、下水道で処理できる場合は「下水道管渠施設の保全について」（旧大阪市下水道局）に準拠して適切に処置した後、下水道に放流し、下水道に放流できない場合は、沈砂池等により適切な処置を行い「水質汚濁防止法」に定められた排水基準を守り公共用水域に放流した。また、放流水質の監視を行い、問題のない旨、報告した。 ・建設工事中における水質保全対策の内容及び水質監視計画を事後調査計画書に示した。陸上の掘削工事に伴う排水の監視結果については本報告書に記載した。
<p>〔地下水・土壌〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業から発生する残土については、処分前に適切に抜き取り検査を行い性状を報告すること。また、夢洲においては、埋立完了後に、地下水及び土壌の調査を行い、その結果を報告すること。 	<p>〔地下水・土壌〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業から発生する残土については、処分前に適切に抜き取り検査を行い、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」の浚渫土砂に係る判定基準の項目の分析結果を報告することとする。また、夢洲においては、埋立完了後に地下水及び土壌の調査を行い、その結果を報告することとする。 	<p>〔地下水・土壌〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在工事を実施している区域において発生した残土については、処分前に「海洋汚染防止法」に準じた抜き取り検査を行い、分析結果を本報告書に記載した。

大阪市長の意見	都市計画決定権者の見解	履行状況
		<ul style="list-style-type: none"> 地下水の事後調査のうち夢洲地区2,4区の調査並びに、土壌の事後調査のうち2区及び4区の1箇所については、平成16年度に実施し、その結果を報告した。 地下水の事後調査のうち夢洲地区3区の調査並びに、土壌の事後調査については、令和2年度に実施し、その結果を報告した。
<p>〔騒音・振動・低周波空気振動〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉄道換気施設の設置にあたっては、事前に設置場所周辺の土地利用計画や防音対策の内容等を十分検討し、影響の軽減に努めること、また、供用後に事後調査により、予測結果の検証を行うこと。 建設工事においては、低騒音型の建設機械や低騒音の工法の採用等に努めること。また、夜間工事における影響の軽減に配慮すること。 舞洲や新桜島駅周辺では、工事用車両が一般車両の走行の支障にならないよう配慮すること。 列車の走行に伴う振動については、供用後に事後調査により予測結果の検証を行うこと。 	<p>〔騒音・振動・低周波空気振動〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉄道換気施設の設置にあたっては、事前に設置場所周辺の土地利用計画や防音対策の内容等を十分検討し、影響の軽減に努めることとする。また、供用後に事後調査により、予測結果の検証を行うこととする。 建設工事においては、周辺地域への影響を軽減するため、低騒音型の建設機械や低騒音の工法の採用等に努めることとする。また、夜間工事においても影響の軽減に配慮することとする。 舞洲や新桜島駅周辺では、工事用運搬車両が工事区域外に滞留しないように配慮し、一般車両の走行に支障のないようにする。また、渋滞対策等のため、工事工程を調整し、工事用運搬車両の分散化を図るものとする。 列車の走行に伴う振動については、供用後に事後調査により予測結果の検証を行うこととする。 	<p>〔騒音・振動・低周波空気振動〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉄道換気施設の設置工事に至っていない。 建設工事においては、周辺地域への影響を軽減するため、低騒音型の建設機械や低騒音の工法などを採用した。また、夜間工事は、極力実施回数を減らすよう配慮している。なお、本年度においては実施していない。 舞洲や新桜島駅は着工に至っていない。 鉄道の供用に至っていない。
<p>〔地盤沈下〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 着工前に地盤調査に基づく解析、検討を十分行い、事業実施が周辺の地盤沈下に与える影響を極力抑えるような工法・対策を検討し採用するとともに、事業実施にあたっては適切な施工管理に努めること。また、地盤沈下の監視計画を事後調査計画書に示し、監視結果については適宜報告すること。 	<p>〔地盤沈下〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 着工前に地盤調査に基づく解析、検討を十分行い、事業実施が周辺の地盤に与える影響を極力抑える工法・構造を採用するとともに、事業実施にあたっては、適切な施工管理に努めることとする。また、地盤沈下の監視計画を事後調査計画書に示し、監視結果については適切な時期に報告することとする。 	<p>〔地盤沈下〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 着工前に地盤調査に基づく解析、検討を十分行い、事業実施が周辺の地盤に与える影響を極力抑える工法・構造を採用した。事業実施にあたっては適切な施工管理に努めた。地盤沈下の監視計画は事後調査計画書に示した。 地盤沈下の監視を行い、問題のない旨の結果を報告した。
<p>〔廃棄物・残土〕</p> <ul style="list-style-type: none"> シールド工事においては、できる限り掘削土を残土として利用できるよう配慮すること。 本事業の実施に伴う発生残土量、埋戻土量等については、適宜報告すること。 	<p>〔廃棄物・残土〕</p> <ul style="list-style-type: none"> シールド工事については、できる限り掘削土を残土として利用できる工法を選定することとする。 本事業の実施に伴う発生残土量、埋戻土量等については、適切な時期に報告することとする。 	<p>〔廃棄物・残土〕</p> <ul style="list-style-type: none"> シールド工事の段階に至っていない。 本事業の実施に伴う発生土搬出量は本報告書に記載した。
<p>〔動物・植物・生態系〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 沈埋トンネル工事の実施前後における海域生物等の調査計画を事後調査計画書に示し、調査結果については適宜報告すること。また、事後調査において、問題が生じた場合は適切な措置を講じること。 	<p>〔動物・植物・生態系〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 沈埋トンネル工事の実施前後における海域生物等の調査計画を事後調査計画書に示し、調査結果については適切な時期に報告することとする。また、事後調査において、問題が生じた場合は適切な措置を講じることとする。 	<p>〔動物・植物・生態系〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 沈埋トンネルの工事の影響について問題のない旨の結果を報告した（平成19年度で終了）。